

# 石川県公報

平成28年3月31日（木曜日）

号 外

（第 35 号）

## 目 次

環境部（水道用水供給事業）  
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正

1

## 環境部（水道用水供給事業）

### 石川県企業管理規程第1号

石川県企業職員の給与に関する規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の次に次の1条を加える。

（分類の基準となる職務）

第2条の2 前条第1項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第3条第3項に規定する同条例別表第6に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、次の表に定める職の職務とする。

職務の級 組織	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
本庁				課長補佐		
手取川水道事務所				担当課長 係長	次長 課長 室長 担当課長	所長 次長
共通	主事 技師	主事 技師				

2 前条第1項の規定によりその例によることとされる石川県技能労務職員の給与に関する規則第3条第2項に規定する同規則別表第2に掲げる職務とその困難及び責任の度が同程度の職務は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

